

平成 25 年度

生駒市病院事業会計予算書

生 駒 市

議案第10号

平成25年度生駒市病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成25年度生駒市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 主要な建設改良事業

病院施設実施設計及び工事監理業務

病院施設建築工事

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、営業運転資金に充てるため、一般会計から長期借入金62,173千円を借り入れる。

収 入

|            |         |
|------------|---------|
| 第1款 病院事業収益 | 1,159千円 |
| 第1項 医業外収益  | 1,159千円 |

支 出

|            |          |
|------------|----------|
| 第1款 病院事業費用 | 63,332千円 |
| 第1項 医業費用   | 56,445千円 |
| 第2項 医業外費用  | 5,887千円  |
| 第3項 予備費    | 1,000千円  |

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

|                 |               |
|-----------------|---------------|
| 第1款 資本的収入       | 1, 532, 169千円 |
| 第1項 企業債         | 1, 502, 200千円 |
| 第2項 補助金         | 651千円         |
| 第3項 負担金交付金      | 800千円         |
| 第4項 他会計からの長期借入金 | 28, 518千円     |

支 出

|            |               |
|------------|---------------|
| 第1款 資本的支出  | 1, 532, 169千円 |
| 第1項 建設改良費  | 1, 518, 613千円 |
| 第2項 企業債償還金 | 3, 556千円      |
| 第3項 予備費    | 10, 000千円     |

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

| 起債の目的  | 限度額               | 起債の方法              | 利 率  | 償還の方法  |
|--------|-------------------|--------------------|--|--|
| 病院建設事業 | 千円<br>1, 502, 200 | 証書借入<br>又は<br>証券発行 | 5.0%以内<br>(ただし、利<br>率見直し方<br>式で借り入<br>れる場合に<br>ついて、利率<br>の見直しを行<br>った後に<br>おいては、当<br>該見直し後<br>の利率) | 政府資金につ<br>いてはその融<br>資条件によ<br>り、銀行その他の場<br>合にはその債<br>権者と協<br>定するものとす<br>る。た<br>だし、企業財<br>政の都合<br>により据<br>置期間及<br>び償<br>還期限を短<br>縮し、若<br>しくは繰上<br>償還又は<br>低利に借<br>換えること<br>ができる。 |

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1, 502, 200千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 収益的支出における各項間の流用

(2) 資本的支出における各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 25,063千円

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、651千円である。

平成25年3月6日提出

生駒市長 山下 真